



平成 29 年 5 月 30 日

各 位

会社名 三協フロンテア株式会社
代表者名 代表取締役社長 長妻 貴嗣
(コード番号 9639)
問合せ先 常務取締役管理本部長 端山 秀人
(TEL 04-7133-6666)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月23日開催予定の当社第48回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記の「2. 株式併合」および「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を行います。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株式名簿に記載又は記録された株主様の所有株式2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	23,356,800株
株式併合により減少する株式数	11,678,400株
株式併合後の発行済株式総数	11,678,400株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

（3）株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少いたしますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は2倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

（4）株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	1,516名（100.0%）	23,356,800株（100.0%）
2株未満	150名（9.9%）	150株（0.0%）
2株以上	1,366名（90.1%）	23,356,650株（100.0%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式を所有されている株主様150名（所有株式数の合計150株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社または当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

（5）1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（6）効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、発行可能株式総数を3,000万株（株式併合前は6,000万株）に変更いたします。

（7）株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

（1）変更の理由

上記の株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更いたします。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>6,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>3,000万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>(附則)</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

平成29年5月30日	取締役会決議日
平成29年6月23日 (予定)	定時株主総会開催日
平成29年10月1日 (予定)	単元株式数の変更および株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更の効力発生日
平成29年12月上旬	端数株式売却処分代金のお支払い

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが、今回の単元株式数の変更です。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。今回、当社では、単元株式数を100株に変更することに併せて、2株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

あわせて、中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を行います。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は2倍となります。したがって、株式市場の変動など他の要因を除けば、株主様が所有される当社株式の資産価値に影響はありません。

Q 5. 所有株式や議決権はどうなりますか。

株主様所有の当社株式は、今回の単元株式数の変更および株式併合の効力発生（平成29年10月1日予定）の前後で、次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,000株	2個	⇒	1,000株	10個	なし
例2	600株	なし		300株	3個	なし
例3	105株	なし		52株	なし	0.5株
例4	1株	なし		なし	なし	0.5株

- ・例3では単元未満株式がありますので、従前と同様に、ご希望により単元未満株式の買取りまたは買増し制度がご利用できます。
- ・例3および例4において発生する端数株式相当分につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

Q 6. 受け取る配当金額はどうなりますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（2株を1株）を勘案して、1株当たりの配当金額を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別とすれば、株式併合によって株主様の受取配当金総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

具体的なスケジュールは以下のとおり予定しております。

平成29年6月23日	定時株主総会開催日
平成29年9月26日	現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
平成29年9月27日	変更後の単元株式数（100株）での売買開始日
平成29年10月1日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

Q 8. 株主自身で何か必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主名簿管理人】

東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711（通話料無料）
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上